切れ目のない支援を行う。

個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と連携し、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安

心して子育てできるような環境づくりを目指します。 ポイント プラン項目及び施策の方向 重点施策 若者のライフデザイン構築支 (1) 次代の親の育成 援 子育て体験プログラムや 拡充 (2) 若者の結婚への関心の後押し ライフデザイン講座の実 次代の親を育てるとの認識の下、 施等による結婚等に対す (3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供 子どもが豊かな人間性を形成し、若 る前向きな意識醸成 者が主体的にライフイベントに係る \Diamond (4) 若者の就職支援 選択を行うことができるよう、情報 提供や意識の喚起に取り組むととも に、将来に明るい見通しを持てるよ う若者の就職支援を行う。 2 若者の結婚の希望をかなえる環 (1) 多様な出会いの機会の提供 境の整備 結婚支援の拠点である「おかやま (2) 結婚をサポートする体制の充実 各種広報媒体による出会 出会い・サポートセンター」を中心 い・結婚に関する情報発 拡充 (3) 社会全体で出会い、結婚を応援する気運の醸成 に、市町村や企業はじめとする多様 信、結婚応援パスポート な主体と連携しながら、結婚に結び の運用など つく出会いの機会を提供するととも に、結婚を総合的に支援する体制を 充実するなど、県全体で若者の結婚 を支援する。 3 健やかな人生の基礎を築く母子 (1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援 保健の推進 (2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援 こども家庭センターなど市町村の 拠点を中心に、妊娠に気づいたとき (3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援 から相談・支援が受けられる体制の ◆:県いきいき子どもプラン関係項目 整備など、妊娠期から子育て期まで ◇:県子ども・若者育成支援計画関係項目

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

プラン項目及び施策の方向

重点施策

ポイント

1 社会全体で子育てをする気運 の醸成

子どもは社会が育てるとの理念の もと、地域、企業をはじめとする 様々な主体が子育てを応援する気運 を高め、子育てに優しい社会づくり を進めるとともに、青少年健全育成 活動を推進するなど、社会全体で子 育てを支援する。

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

2 乳児期の保育、幼児期の教 育・保育の充実等

県民の多様な保育ニーズに対応す るため、きめ細かな保育サービスの 提供ができるよう市町村の支援を行 うとともに、保育や子育てを支援す る人材の確保と育成に取り組む。

(1) 子ども・子育て支援制度の推進等 (2) きめ細かな保育の充実 (3) 待機児童解消に向けた取組の推進 (4) 保育人材の確保と資質向上 (5) 就学前教育の質の向上 (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

地域ぐるみの子育て支援の推 3 進

子どもたちが、様々な体験や活動 を十分行うことができるような環境 を整備するとともに、地域における 人材の養成確保に努めるなど、すべ ての子どもと子育て家庭を地域ぐる みで支援する。

拡充	(4)	家庭教育への支援※ ◆
	(3)	地域における人材の養成・確保 ◆
	(2)	ふれあいの拠点づくり ◆
	(1)	子育て支援ネットワークの充実 ◆

家庭教育支援チームの設 置促進、身近に相談相手 がいない状況にある保護 者の支援、家庭訪問によ る相談対応や交流の場の 提供など

(5) 経済的支援の推進

◆:県いきいき子どもプラン関係項目 ◇:県子ども・若者育成支援計画関係項目

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実(1/2)

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭及び地域の教育力を高めるための支援、子ども・若者の自己形成への支援、 未来を切り拓くことができる人材の育成、放課後の児童の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

プラン項目及び施策の方向

重点施策

ポイント

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成するとともに、家庭、地域の教育力を高めるための支援をする。



PBL (課題解決型学習) の 推進、探究・STEAM教育の 推進、体罰や不適切な指 導の防止など

※ 県いきいき子どもプラン2020「Ⅱ-1-(2) 地域の教育力の向上」を移行

2 子ども・若者の自己形成への 支援

子ども・若者の規範意識の低下や 人間関係の希薄化、コミュニケー ション能力や粘り強さの低下が指摘 されていることを踏まえ、規範意識 や自尊感情、社会性などを育む取組 を一層進める。 (1) 規範意識と社会性の確立



 \Diamond

3 創造的な未来を切り拓く子ど

も・若者の応援

自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組む。

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成



(2) 地域づくりで活躍する若者の応援



◆:県いきいき子どもプラン関係項目

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実(2/2)

プラン項目及び施策の方向

4 放課後の居場所づくり

放課後児童クラブの運営に係る支援や、放課後児童支援員等に対する研修の実施等により放課後児童クラブの充実を努めるとともに、市町村が行う放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう支援する。

5 地域・世代間交流の促進等

高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、若者の居場所づくりや社会参加の促進を通じて、子どもの生きる力を育成する。

重点施策

(1) 放課後児童クラブの充実

(2) 放課後児童支援員等の確保・育成

(1) 地域・世代間交流の促進

(2) 社会参加活動への支援

ポイント

♦♦

◆◊

◆:県いきいき子どもプラン関係項目

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援(1/2)

社会的養護を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を 支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

プラン項目及び施策の方向

重点施策

ポイント

1 社会的養育体制の充実

すべての子どもの育ちを保障する 観点から、権利の主体である子ども の参加の実現を目指し、家庭への養 育支援から代替養育までの社会的養 育体制の充実を図るとともに、家庭 養育優先原則とパーマネンシー保障 の理念のもと、実の親による養育が 困難な場合には、里親等家庭と同様 の環境における養育を提供するなど、 「岡山県社会的養育推進計画」に基 づく取組を実施する。

(1) 子どもの権利擁護の推進

- 拡充 (2) 地域における包括的な支援体制の充実
 - (3) 里親、養子縁組等の積極的な推進
 - (4)施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による専門機能強化
 - (5) 自立支援の充実
 - (6) 児童相談所の体制強化

こども家庭センターの設 置支援

(母子保健と児童福祉の連 携強化)

2 子ども虐待防止対策の充実

すべての子どもの人権が尊重され、 子どもの最善の利益を優先し、健や かな成長を支えることができるよう、 地域全体で子どもを育む気運を醸成 するとともに、虐待の予防、早期発 見・早期対応、自立支援までの一貫 した取組により、虐待の連鎖を断つ ことを目指す。

- (1) 児童相談所の機能の強化と市町村への支援
- (2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり
- (3) 子どもへの虐待の予防
- (4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応
- (5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援
- 新規 (6) 支援者の人材育成
 - (7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子どもへの虐待対応に携 わる支援者への研修、こ ども家庭ソーシャルワー カー等の資格取得の促進 など

◆:県いきいき子どもプラン関係項目

 \Diamond

 $\diamond \diamond$

 $\Diamond \Diamond$

 $\Diamond \Diamond$

 \Diamond

 $\Diamond \Diamond$

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援(2/2)

プラン項目及び施策の方向

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めるとともに、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進する。

4 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が安心して子育てと 仕事を両立できるよう、生活や経済 的自立の支援、就業支援を総合的に 実施し、自立を支援するとともに、 ひとり親家庭の子どもの健全育成を 推進する。

5 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が生まれ 育った環境によって左右されること がないよう、教育、生活、保護者に 対する就労の支援など、子どもの貧 困対策を総合的に推進する。

重点施策

(1) 障害のある子ども・若者の支援

(2) 発達障害のある子ども・若者の支援

(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

(4) 少年の非行防止と立ち直り支援

(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

拡充
(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

◆◇

拡充
(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

1人1台端末を活用した 心の健康観察の実施、自 立応援室の設置促進、多 様な学び場の用意など

ポイント

ヤングケアラーへの支援、 特定分野に特異な才能の ある子ども・若者への支 援など

(1) 相談機能の強化

(2) 子育て・生活支援の強化

(3) 経済的自立の支援

(4) 就業支援の強化

関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーと 要保護児童対策地域協議 会、子ども・若者支援地 域協議会等との連携、生 理の貧困問題への対応な ど

拡充 (1) 教育の支援

(2) 生活の支援

(3) 保護者に対する就労の支援

(4) 経済的支援

◆:県いきいき子どもプラン関係項目

 $\Diamond \Diamond$

 \Diamond

 \Diamond

 \Diamond

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進(1/2)

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを目指します。

プラン項目及び施策の方向

重点施策

ポイント

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

子育てと仕事が両立でき、男女が ともに、子育てがしやすい職場づく りのために、仕事と家庭の両立を支 援する法律・制度の普及啓発を推進 し、様々な就労環境の整備に取り組 むとともに、企業経営者や、企業で 働く女性はもとより男性の意識の啓 発、広報や情報提供を進める。 拡充 (1) 企業の意識改革への取組

- (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
- (3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成
- (4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援

経営者の意識啓発、子育 て支援に積極的な企業等 の顕彰など

◆◇_

•

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けることができる環境を整備するため、 周産期 医療・小児医療の充実を図るとともに、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努める。

- (1) 周産期・小児医療体制の整備
- (2) 小児慢性特定疾病の医療の推進
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 病児保育の充実

◆:県いきいき子どもプラン関係項目

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進(2/2)

プラン項目及び施策の方向

重点施策

ポイント

3 安心して生み育てられる住生 活の確保と子育て相談体制

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・ 出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境づくりを進める。

また、様々な媒体を通して保護者 や子ども自身が必要なときに気軽に 相談できる子育て相談体制の整備充 実を積極的に進める。 (1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

4 安全・安心な子育て環境の整備

子どもが安心してのびのびと遊べる公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援する。

また、ネット上のいじめや依存症 等から子どもを守る取組を強化する とともに、安全な道路交通環境や公 共施設のバリアフリー化等安心して 外出できる環境の整備、安全・安心 まちづくりの推進、安心して生活で きる子育て環境を整備する。 (1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

(2) 安全な遊び場の整備

拡充

(3) 安全・安心な生活環境の整備

(4) 安全・安心な社会環境づくり

子ども用製品の事故防止

◆:県いきいき子どもプラン関係項目

 $\Diamond \Diamond$

 $\diamond \diamond$

Ⅵ 子ども・若者の社会参画・意見の反映 新規 🖠

こども基本法の基本理念に基づき、年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的 活動に参画する機会を確保します。

プラン項目及び施策の方向

1 子ども・若者の社会参画の促 進と意見反映

子どもや若者が、家庭や学校、地 域などにおいて、意見を形成し、意 見を言い合える機会や、その意見が 尊重される機会を持つことができる よう、子ども・若者が自由に意見を 表明しやすい環境整備と気運の醸成 に取り組む。

重点施策

(1) 子ども・若者の社会参画の促進

(2) 子ども・若者の意見の表明機会の充実と反映

ポイント

主権者教育の推進、ボラ ンティア活動の推進など

審議会・協議会等への子 ども・若者の登用、小・ 中・高校生段階の児童生 徒を対象としたアンケー トの実施など

◆:県いきいき子どもプラン関係項目